

基労管発0701第1号
基労補発0701第1号
基労保発0701第1号
平成26年7月1日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災管理課長
補償課長
労災保険業務課長

生活保護法の一部改正による生活保護法第29条第2項の創設等について(通知)

生活保護法の一部を改正する法律(平成25年法律第104号。以下「改正法」という。)が本日から施行される。

改正法では、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第29条が改正され、保護の実施機関及び福祉事務所長(以下「保護の実施機関等」という。)が保護の決定又は実施等に当たって行う要保護者の資産や収入などを確認するための調査について、新たに法第29条第2項を創設して官公署等に調査に対する回答義務を設ける等、一層の適正な実施を図るために調査権限の強化を図ることとされており、労災保険給付についても一定の事項について回答義務の対象とされたところである。

については、保護の実施機関等から調査依頼があった際の取扱いを以下のとおり示すので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 調査に関する改正内容

- (1) 調査事項について、就労や求職活動の状況、健康状態、扶養の状況等の事項を追加するとともに、対象者について、過去に保護を受給していた者及びその扶養義務者を追加すること。(法第29条第1項関係)
- (2) 現行法において、官公署に対しては「調査を囑託し」と規定しているところ、「書類の閲覧若しくは資料の提供を求め」と規定すること。(法第29条第1項関係)
- (3) 保護の実施機関等が官公署、日本年金機構、共済組合等に資料の閲覧等を求めた場合、当該官公署等は、必要な情報の提供を行うものとする。(法第29条第2項関係)

2 保護の実施機関等より、法第 29 条第 2 項に基づく依頼があった場合の取扱い

(1) 法第 29 条第 2 項に基づき回答義務が課されているものについての調査は、本省労災保険業務課が調査先となっているが、局署に調査依頼があった場合には、本省労災保険業務課まで取り次ぐこと。

ただし、別紙の各給付の記載期間については、本省で支払っていないため、本省労災保険業務課には取り次がず、署において適切に回答されたい。

(2) 法第 29 条第 2 項に基づかないものについての調査依頼があった場合は、従前の調査嘱託と同様の取扱いとなるため、適切に対処されたい。

(参考：法第 29 条第 2 項で回答義務が課されるもの)

※以下の保険給付等の額及び支給期間

- (1) 休業補償給付
- (2) 障害補償年金
- (3) 遺族補償年金
- (4) 傷病補償年金
- (5) 休業給付
- (6) 障害年金
- (7) 遺族年金
- (8) 傷病年金
- (9) 障害補償年金前払一時金
- (10) 遺族補償年金前払一時金
- (11) 障害年金前払一時金
- (12) 遺族年金前払一時金
- (13) (1)～(12)における未支給の保険給付
- (14) 特別遺族年金